

VIII 基準等

1 震度階級解説

■ (参考) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※詳細は気象庁ホームページ参照のこと

(出典：気象庁ホームページ)

■（参考）木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（出典：気象庁ホームページ）

■（参考）鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（出典：気象庁ホームページ）

■（参考）地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（出典：気象庁ホームページ）

■（参考）ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

（出典：気象庁ホームページ）

■（参考）大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達し、平野部では地盤の固有周期に応じ長周期の地震波が増幅され継続時間も長くなる可能性がある。

（出典：気象庁ホームページ）

2 災害救助法による事務手順一覧

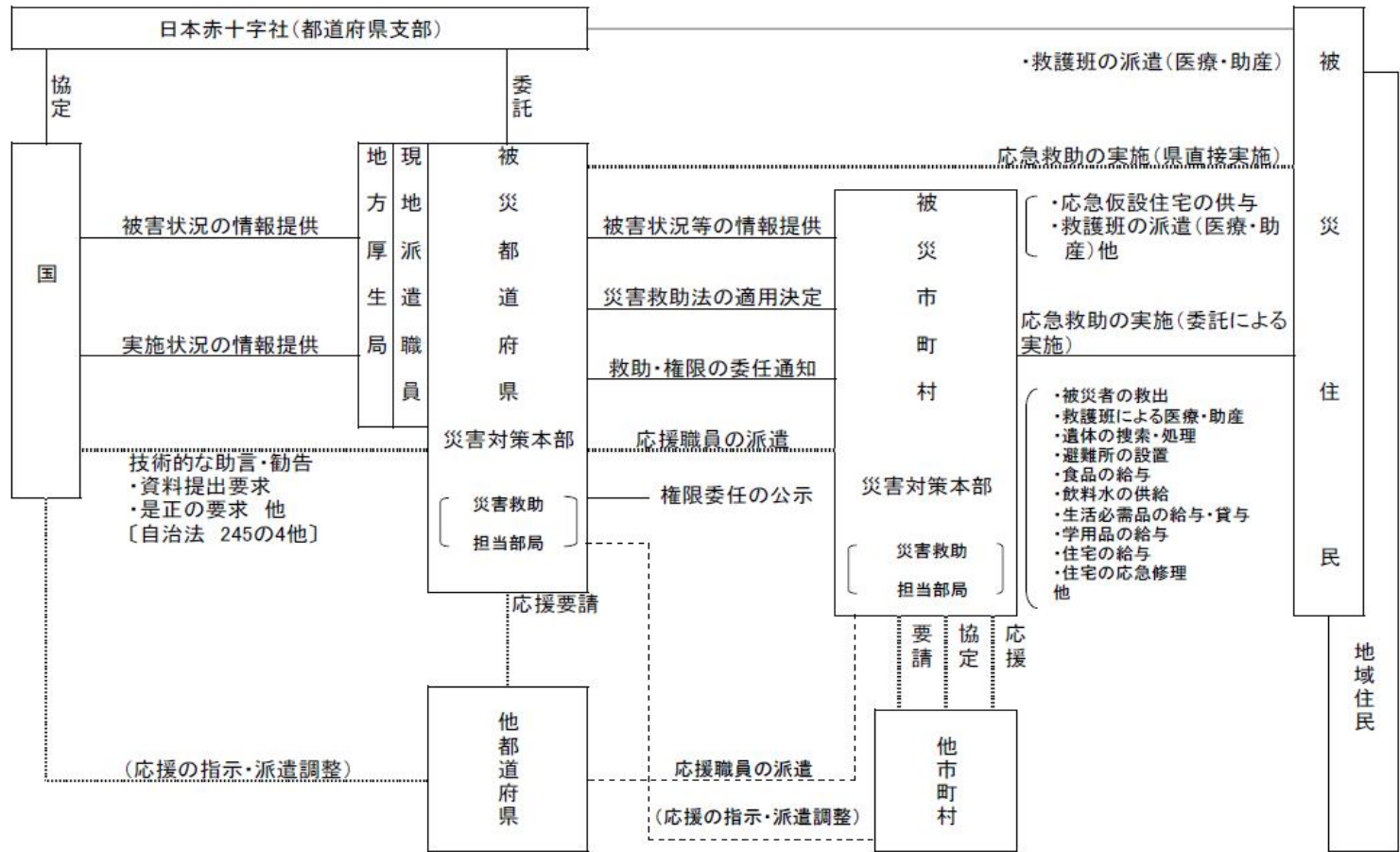
事項 段階	県及び市町村における実施事項		留意事項	
	項目	内容		
事前 対策	避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置基準		
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保 2 商工会等との事前打合せ		
	被害状況報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 市町村各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認		
災害発生時点	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者よりの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度（人的、物的） イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助	地区別被害状況調（様式2） 世帯別被害調査票（様式3）の作成	
	被害状況の報告（発生報告）	県税・総務事務所総務課へ報告（市町村） 県危機管理局へ報告（県税・総務事務所）		
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用報告	市町村当局（責任者） →県税・総務事務所長 →県危機管理局長	口頭報告でよい
		避難指示による避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
		被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請	
		炊き出し、その他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請（協力命令） 4 給与状況の把握	避難所収容以外の者に対しても給与できる
		飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		死体の搜索と処理及び埋葬	1 死体搜索（機械器具借上及び自主防災会、消防団、県、自衛隊等の協力要員の動員） 2 死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	

（出典： 災害救助の運用と実務より 第一法規）

事項 段階		県及び市町村における実施事項	留意事項	
災害救助法の適用時点以降	第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
		中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告（被害状況添付）	
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する	
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		障害物の除去（除雪も含む）	1 対象世帯の選定 2 実施計画（作業員雇上、機械借上、業者委託も可）	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること
		義援金品の受付開始		
	第三段階	中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告（被害状況、救助実施状況）	
		各種救援救助の実施継続		
		応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施工→入居	
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上（業者委託も可）	
		救助の特別基準申請	各救助内で特別基準申請の必要あるものについての要請（救助期間内に電話連絡）	県から国へ申請
		災害見舞金の支給	県の災害見舞金交付基準による見舞金	
		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
		災害救護資金の貸付	災害救護資金の貸付申請受付開始	
		確定報告	文書報告（被害状況報告）	

（出典：平成 23 年度版 災害救助の運用と実務より 第一法規）

■災害救助法による応急救助の実施概念図



(出典：厚生労働省ホームページ；災害救助法の流れ)

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬季は、別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格は1戸当たり平均29.7m ² を基準とする。 2 限度額1戸当たり5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² 、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊		夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失		夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600			
半焼										
床上浸水										

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 (1)大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯595,000円以内 (2)半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯300,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 貸与できる金額は、次の範囲とする。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	災害発生の日から 1箇月以内	「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 17,200円以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第17条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第17条第1項の規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に担当するものの給与を考慮して定める。	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ 基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合と認められるには、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(以上3表の出典：平成25年度版 災害救助の運用と実務より 第一法規)

4 被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちで1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうちで1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱う。また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋設、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもまたは住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊もしくは半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、公民館などの公用または公共の用に供する建物とする。

(出典：宮崎県地域防災計画)

被害区分		判 定 基 準
3 非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流出・埋没	田の耕土が流出し、または砂利などの堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川とする。または、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施工令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	山崩れ及びがけ崩れのうち、人家、道路などに影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	

(出典：宮崎県地域防災計画)

被害区分		判 定 基 準
5 その 他の 被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀など	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にまたは生活を一にしている世帯とする。例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震、火山噴火または大規模な火事、爆発など同一の原因による災害によるものについて報告する。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年5月10日法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年4月16日法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設などの公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物などの被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木などの被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎などの被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船などの被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具などとする。	

(出典：宮崎県地域防災計画)

5 消防庁火災・災害等即報要領ならびに即報基準

昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号

一部改正 平成20年9月9日消防応第166号

火災・災害等即報要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告につ

いても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報…第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。なお、火災（爆発を除く。）については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報…第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報…第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災

害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

5) 損害額 1 億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上、特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災 (1) 以外のもの。)

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等 (以下「危険物等」という。) を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者 (交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者 5 人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

(省略)

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波(省略)

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(※以下、直接即報基準については次より示す)

6 消防庁火災・災害等即報要領に基づく直接即報基準

昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号

一部改正 平成 20 年 9 月 9 日消防応第 166 号

火災・災害等即報要領

第 1 及び第 2 (省略)

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第 2 の 1 の (2) のアのウ) に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第 2 の 1 の (2) のイ 1)、2) に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第 2 の 1 の (2) のウ 1)、2) に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第 2 の 1 の (2) のエ) に同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報（省略）

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

- ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - ア) 建物等の用途、構造及び環境
 - イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理

状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の 4) 又は 5) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第 2 号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。なお、震度 6 弱以上（東京 23 区については、震度 5 強以上）の地震の場合は、119 番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第 4 号様式—その 2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

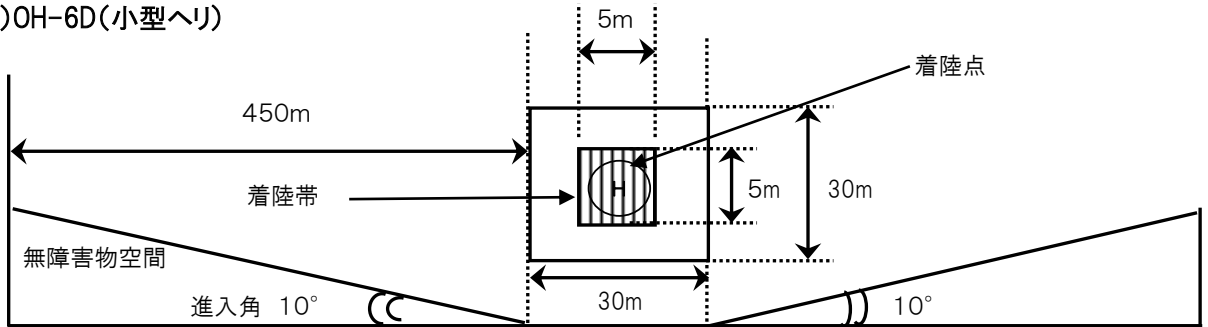
消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重症 人(人)	
			中等症 人(人)	
			軽症 人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織		人
		共同防災組織		人
		その他		人
	消防本部(署)		台	人
	消防団		台	人
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

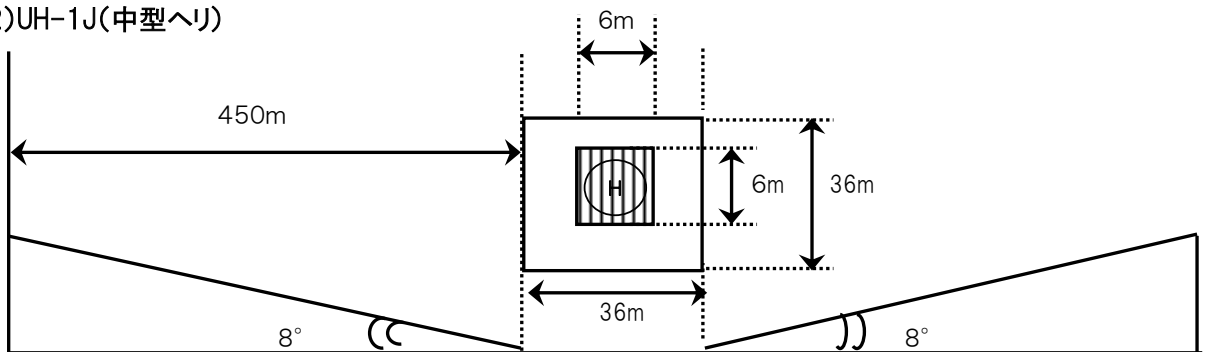
(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

7 ヘリポートの基準

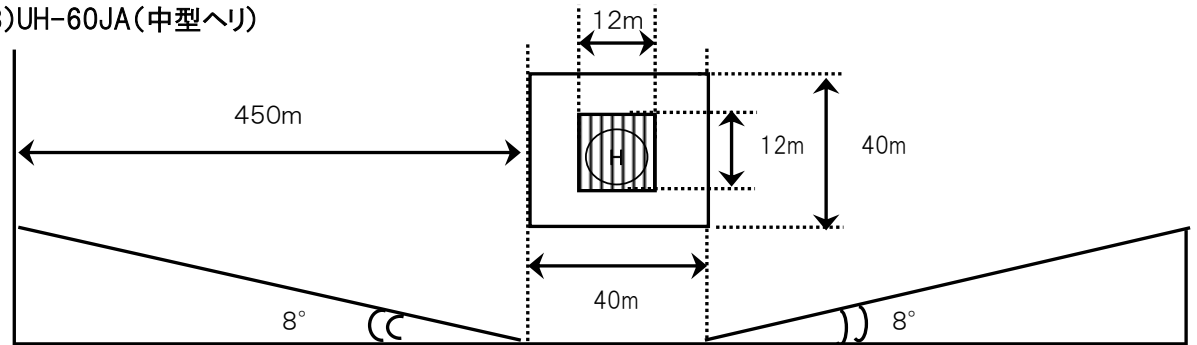
(1) OH-6D(小型ヘリ)



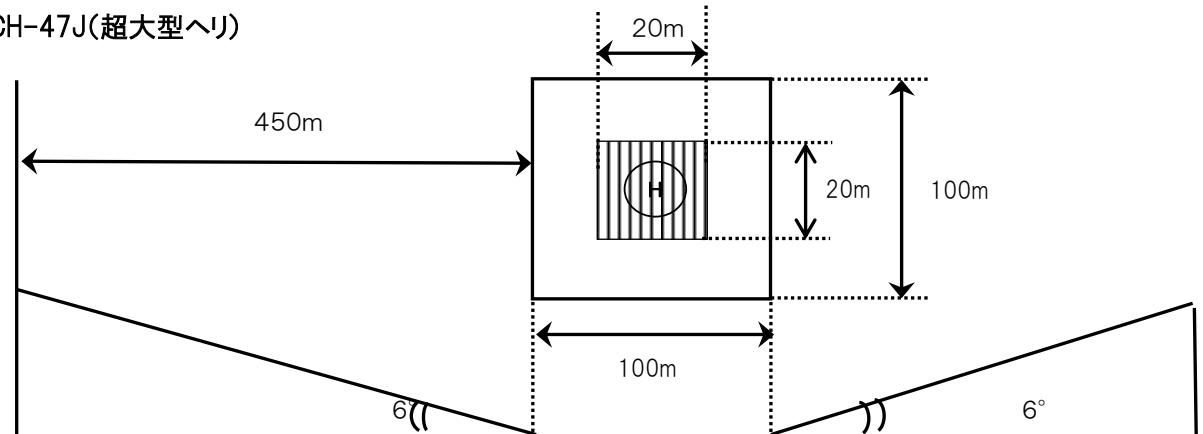
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



- 注:1 着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
- 2 着陸帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
- 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

8 住宅復興基金の融資に関する各種支援制度

① 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の住宅被害状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構南九州支店に報告を行い、災害復興住宅資金の融資について支援要請を行う。

県及び市は、災害復興住宅資金貸付けを住宅支援機構が決定した場合には、借入れ手続の指導、融資希望者住宅の被害状況や被害率の調査及び「全壊」、「大規模半壊」並びに「半壊」した旨のり災（罹災）証明書発行等を早期に行い、災害復興資金の円滑な借入れ促進を図れるように努める。

ア 建設及び新築・リユース（中古）購入及び10万円以上の被害を受けた住宅補修

イ 親孝行ローン

ウ 地すべり等関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設又は購入）

② マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を当時所有し、又は使用していたり災（罹災）者（り災（罹災）の日から1年を経過しない場合のみ）は、マイホーム新築資金の特別融資を受ける事ができるため、県及び市は、り災（罹災）者に対して当該資金が円滑に行われるよう、制度の周知を図ると共に、借入れ手続きに相談にのる等の支援を行う。ただし、マイホーム新築融資の対象となる住宅は下記の通りである。

ア 住宅部分の床面積が80～280㎡であること

イ 敷地面積が100㎡以上であること

ウ 建設費が公庫で定められている限度額以内であること

住宅融資額：750万円～1,590万円、土地融資額：210万円～340万円

エ 公庫の建設基準に当てはまる住宅であること（下記に主な技術基準を示す）

（ア）一般の交通の用に供する道に2m以上接していること

（イ）原則として2以上の居住区（就寝室、居間、食事室など）、台所、トイレ、浴室を設けること

（ウ）住宅の構造区分が木造（耐久性）の場合は、一戸建て、または連続建てとすること

（エ）住宅の外壁・天井裏・床下などに所定の厚さの断熱材を施行すること

（オ）土台が木造の場合は、基礎の高さを一定以上とし、土台は柱と同寸法以上で、耐久性の高い樹種などにすること

（カ）台所の給排水などの配管設備の点検のために床下点検口などを設置すること

ア 建設及び新築・リユース（中古）購入及び10万円以上の被害を受けた住宅補修の制度

資金名及び融資窓口	災害復興住宅融資
融資対象	<p>○建設及び新築・リユース（中古）購入 自然災害により被害が生じた住宅所有者で、地方公共団体から「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災（罹災）証明書」を交付された方</p> <p>○住宅の補修 住宅に10万円以上の被害を受け、「り災（罹災）証明書」の発行を受けた方</p>
融資制限	<p>年収に占める全借り入れ金額の割合が年収400万円を基準に、400万円以下の方は30%以下、400万円以上の方は35%以下であること</p>
資金使途	<p>住宅建設及び新築・リユース（中古）購入資金又は住宅補修資金</p>
融資限度額	<p>○建設・新築購入資金：1,400万円～1,460万円</p> <p>○リユース（中古）購入資金：950万円～,1460万円 (+土地融資額：380万円（整地資金）、+970万円（土地取得資金）)</p> <p>○住宅の補修：590万円から640万円(+380万円(整地資金))</p> <p>○特例加算額：450万円（補修資金の場合を除く）</p>
融資金利	<p>2.0%～2.9%</p>
据置期間	<p>申し込み受付期間内（原則、り災（罹災）証明書に記載されたり災（罹災）日から2年間）</p>
返済期間	<p>○建設及び新築・リユース（中古）購入：25年～35年</p> <p>○住宅の補修：20年</p>

（出典：住宅金融支援機構ホームページ 融資制度）

イ 親孝行ローンの制度

資金名及び融資窓口	災害復興住宅融資のうちの親孝行ローン
融資対象	<p>り災（罹災）した親（満60才以上の父母・祖父母）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合で、下記の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設及び新築・リユース（中古）購入 <p>自然災害により被害が生じた住宅所有者で、地方公共団体から「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災（罹災）証明書」を交付された方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の補修 <p>住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方</p>
融資制限	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復興住宅融資制度の適用される災害 ○り災（罹災）した親が居住していた住宅の所在地と同一市区町村であること ○年収に占める全借り入れ金額の割合が年収400万円を基準に、400万円以下の方は30%以下、400万円以上の方は35%以下であること
資金使途	住宅建設及び新築・リユース（中古）購入資金又は住宅補修資金
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・新築購入資金：1,400万円～1,460万円 ○リユース（中古）購入資金：950万円～1,460万円 (+土地融資額：380万円（整地資金），+970万円（土地取得資金）) ○住宅の補修：590万円から640万円(+380万円（整地資金）) ○特例加算額：450万円（補修資金の場合を除く）
融資金利	2.0%～2.9%
据置期間	申し込み受付期間内
返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ○建設及び新築・リユース（中古）購入：25年～35年 ○住宅の補修：20年

(出典：住宅金融支援機構ホームページ 融資制度)

ウ 地すべり等関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設又は購入）の制度

資金名及び融資窓口	地すべり等関連住宅融資
融資対象	<p>地すべり等防止法などの関連事業計画または勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から次の移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地すべり関連住宅の申込者：市長の証明書 ○土砂災害関連住宅の申込者：勧告書の写し ○密集市街地関連住宅の申込者：勧告書の写し
融資制限	<p>年収に占める全借入れ金額の割合が年収400万円を基準に、400万円以下の方は30%以下、400万円以上の方は35%以下であること</p>
資金使途	<p>住宅建設及び新築・リユース（中古）購入資金又は住宅補修資金</p>
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・新築購入資金：1,400万円～1,460万円 ○リユース（中古）購入資金：950万円～,1460万円（+970万円（土地取得資金）） ○特例加算額：450万円
融資金利	<p>2.3%～3.4%</p>
据置期間	<p>申し込み受付期間内で、関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内</p>
返済期間	<p>○建設及び新築・リユース（中古）購入：25年～35年</p>

（出典：国土交通省ホームページ 各種融資ほか）

9 融資制度、共済制度など

農林漁業復旧資金の貸付制度などについては、以下のとおりである。

(1) 資金等の種類

制 度	内 容
①融資制度	ア 天災資金 イ 日本政策金融公庫資金 <被災農業者> (ア) スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) (イ) 経営体育成強化資金 (ウ) 農林漁業セーフティネット資金 (エ) 農林漁業施設資金 (オ) 特定農産加工資金 (カ) 農業基盤整備資金 <被災林業者> (ア) 農林漁業セーフティネット資金 (イ) 農林漁業施設資金 (ウ) 林業基盤整備資金 <被災漁業者> (ア) 農林漁業セーフティネット資金 (イ) 農林漁業施設資金 ウ 県等の融資 (ア) 宮崎県農業災害緊急支援資金 (イ) 農業近代化資金(1号資金、4号資金) (ウ) 新サンシャイン21 農業推進資金 (エ) 漁業災害対策資金 (オ) 災害特別利子補給制度
②農業災害補償法に基づく農業共済制度、及び漁業災害補償法に基づく漁業共済制度	

(出典：農林水産省ホームページほか)

10 日本政策金融公庫の融資制度条件など

市は、県と連携し、関係金融機関に対して、融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予などの措置について、弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付け」または「セーフティネット貸付け」による融資などが円滑に行われるよう必要な措置をとる。

日本政策金融公庫による各種の融資制度

① 経済変動・災害対策貸付けの融資条件等

資金名	経済変動・災害対策貸付け	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.6%~2.1%(別途、保証料0.4%~1.5%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

(平成23年度版災害救助の運用と実務 第一法規より引用)

② セーフティネット貸付けの融資条件など

資金名	セーフティネット貸付け	
融資対象	セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.4%~1.9%(別途、保証料0.55%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

(平成23年度版災害救助の運用と実務 第一法規より引用)